第３号様式（第８条関係）

〒600-0000
京都市中京区×× 町△△番地
京都　太郎　様
＜整理番号 2-00001＞

※常用漢字で送付しています。

本調査用紙は、「避難行動要支援者名簿」の登載対象の方にお送りしています。
この用紙を返信用封筒に入れてポストに投函してください。

【「避難行動要支援者名簿」の情報提供に関する意向確認調査票】

名簿情報（※１）を、平常時から地域の避難支援等関係者（※２）に提供することに

□　同意します。

□　同意しません。

□のいずれかにチェックをしてください。

【代理記載の場合】

私は、（本人）＿＿＿＿＿＿＿＿が自筆できないため、代理人（注）として、名簿情報の提供に関する意向を届け出ます。

氏名（代理記載人）	本人との関係	電話番号
住所		

（注）ご家族や法定代理人、お世話をされている方（ケアマネジャー等）

（※１）名簿情報：住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、身体の状態（介護度や障害支援区分、身体障害者手帳の種類等）、暮らしの状態（独居等）、世帯主の氏名、緊急連絡先など。

（※２）避難支援等関係者（提供先）：地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、障害者福祉団体、各学区民生児童委員協議会、各学区社会福祉協議会、地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体（学区単位の自主防災会などで個人情報の取扱いに関する協定を京都市と締結した組織）。　2-00001

～ご記入にあたってのお願い～

1　この調査票は、原則として「あて名」のご本人がお答えください。ただし、「あて名」の方が答えることが難しい場合には、ご家族や法定代理人、お世話をされている方（ケアマネジャー等）が回答をお手伝いされるか、ご本人の立場に立って代わりにお答えください。

2　回答は、□のいずれかにチェックをお願いします。

3　ご記入いただきました調査票（本紙）を同封の専用の返信用封筒に入れて、

令和８年１１月１５日（日）　までに、郵便ポストに投函してください。

4　期日までに返信がない場合は、「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」により、同意いただいたものとして、名簿情報を地域に提供させていただきますので、ご了承ください。なお、「同意」・「不同意」の意向については、いつでも変更が可能です。

本御案内は、「避難行動要支援者名簿」
の登載対象の方にお送りしています。

令和８年１０月
京　　都　　市
保健福祉局保健福祉総務課
（電話：075-222-3360）

「避難行動要支援者名簿」の情報提供に関する意向確認について（お願い）

京都市では、これまでから、介護が必要な方や障害のある方など、災害時の避難に特に支援が必要な方を把握するために「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害発生時には地域に提供できる体制を整えてきたところです。

災害時に、スムーズな避難支援等を行うためには、日頃（平常時）から、避難行動要支援者に関する情報をお住いの地域で共有し、見守り活動等を通じて顔の見える関係づくりを進めることが重要です。

そこで、より多くの方の情報を地域で共有するため、新たに「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」を制定しました。

つきましては、平常時からの地域への名簿情報の提供について、あなたの意向を確認させていただきますので、同封の調査票を、専用の返信用封筒に入れて、**令和８年１１月１５日（日）**までにご返送いただきますよう、お願い申し上げます。

その他、制度の詳細については、同封のチラシをご参照ください。

＜お問合せ先＞調査票のご記入方法など、わからないことがありましたら、ご連絡ください。
京都いつでもコール　年中無休　８時～２１時
電話：０７５－６６１－３７５５　FAX：０７５－６６１－５８５５
※おかけ間違いに御注意ください。

【意向確認調査後の流れについて】

同封の調査票の「□ 同意します。」にチェックしていただいた場合、各組織（避難支援等関係者）には、あなたのご自宅を訪問するなどによって、日頃の生活状況等を把握していただいたり、地域のみなさんとの活動への参加を呼び掛けていただいたりといった見守り活動を実施してもらいます。

名簿の情報は、京都市が名簿を提供する全ての組織と目的外利用の禁止や厳格な情報管理等を定めた協定を締結したうえで、提供します。また、名簿情報の提供を受けた方に対しては、災害対策基本法及び本市条例により守秘義務が課せられています。

【お願い】

「避難行動要支援者名簿」の作成は、災害時の避難支援等にもつながるよう、日頃の地域の助け合いを進めていくことを目的に実施するものです。支援を行う方も被災している可能性があり、速やかな避難支援が難しい場合もあります。また、支援者が法的責任や義務を負うものではありません。

同意された方も、地域の方々と積極的にコミュニケーションを取るよう心掛けていただくことが、いざという時の安心につながります。



いざという時に備えて

平常時から地域で活用できる

「避難行動要支援者名簿」

をご存じですか？





「避難行動要支援者名簿」って、どんなもの？



災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者）を登載した名簿です。

京都市では、「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」に基づき、お住まいの地域への情報提供に同意いただいた方（＝不同意の意思を示した方以外）を登載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、普段から地域でこの名簿を活用して、支援を必要とする方の把握、日頃からの声掛けや見守り活動に役立てます。

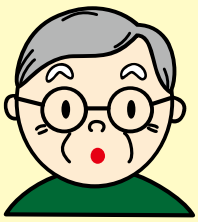
また、避難行動要支援者全員を登載した名簿を行政で保管し、災害発生時には地域の避難所運営協議会等に提供できる体制を整えているほか、住所、氏名などの基本情報のみを掲載した名簿を、厳格な守秘義務のもと地域包括支援センターや民生児童委員に提供しています。

同意された方も、地域の方々と積極的にコミュニケーションを取るよう心掛けていただくことが、いざという時の安心につながります。

なお、災害時には、避難支援を行う方やそのご家族の安全が確保されたうえで、可能な範囲で支援を行います。

※支援を行う方も被災している可能性があり、速やかな避難支援が難しい場合もあります。また支援者が法的責任や義務を負うものではありません。

どんな人が名簿に載っているの？



市内にお住まいで次のいずれかの方が対象となります。（施設等入所者は除く。）

- **要介護３以上の方**
- 65歳以上で**要介護1・2の方及び要支援1・2の方**のうち、一人暮らしの方など（※）
- **身体障害者手帳1級・2級の方及び療育手帳Ａ判定の方**のうち、一人暮らしの方など（※）
- **障害支援区分4以上の方**
- 本市の**緊急通報システム事業を利用されている方**
- 65歳以上で一人暮らしの方（同意のあった方）　など

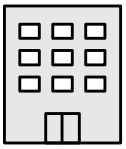
（※）これらの方のみ、又はその他の避難行動要支援者に該当する方のみと同居している方を含みます。

Q どんな内容が登載されるの？



A **住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、身体の状態**（介護度や障害支援区分、障害者手帳の種類等）、**暮らしの状態**（独居等）、**世帯主の氏名、緊急連絡先**などが提供されます。

Q どんなところに提供されるの？

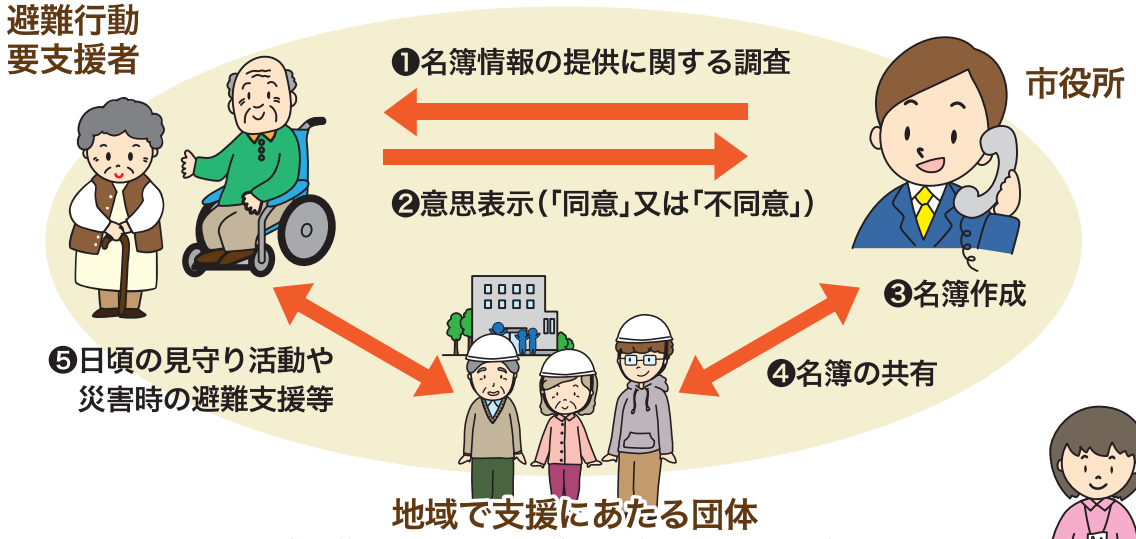


A 地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、障害者福祉団体、各学区民生児童委員協議会、各学区社会福祉協議会、地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体（学区単位の自主防災会など）に提供されます。

※この他、個人情報の取扱いに関する協定を結んだ団体に提供する場合があります。

Q 提供した個人情報の取扱いは？

A 名簿を提供する**全て**の団体と、この活動の目的以外に情報を使用しないことや厳格な情報管理等を定めた協定を締結します。情報の提供を受けた方は、災害対策基本法及び本市条例により守秘義務が課せられます。



（個人情報の取扱いに関する協定を京都市と締結した団体）



お問合せ先

●京都いつでもコール（年中無休8時～21時）
電話：075-661-3755　FAX：075-661-5855
※おかけ間違いに御注意ください。

●京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
電話：075-222-3360　FAX：075-222-3386

●「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」についてのホームページを作成しています。

京都市 CITY OF KYOTO
京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
京都市印刷物　第054133号
発行：令和5年5月

＜よくあるご質問＞

1　本人（宛名の方）が施設に入所（病院に長期入院）しています。

この名簿は在宅で生活をされている方を対象としています。

施設に入所されている、または病院に長期入院されている場合は、「同意しません」にチェックを付けて返送してください。

2　近所の方にはこの書類が届いていないのですが、どうして私に送られてきたのでしょうか。

令和8年4月から令和8年9月までの間に、新たに避難行動要支援者名簿の登載要件を満たした方に対して送付しています。要件を満たさない方や過去に御意向を確認した方には、送付していません。

3　意向確認調査票を破って（捨てて）しまいました。

再発行ができます。京都市保健福祉総務課までご連絡ください。

電話：075−222−3360　FAX：075−222−3386

4　私の送った書類が届いているか知りたいのですが。

確認しますので、京都市保健福祉総務課までご連絡ください。

電話：075−222−3360　FAX：075−222−3386

5　家族に代わりに書いてもらってよいですか？

ご家族の方が、本人に代わって答えていただくことができます。

6　必ず送り返さないといけませんか？

意向を確認するため、返送をお願いしています。**もし返送がない場合は、地域への提供に「同意」したものとして、名簿を提供します**ので、ご了承ください。

7　一度答えた内容を変更するには、どうしたらよいですか？

「変更届」をお送りします。京都市保健福祉総務課までご連絡ください。

電話：075−222−3360　FAX：075−222−3386

避難行動要支援者名簿　様式　検索

※ ホームページにも様式を掲載しています。

8　締切に間に合いません。

期限超過後はご意向を適切に反映できない場合がございますので、保健福祉総務課までご連絡ください。